

行政文書の管理に関するガイドライン改正案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
第3 作成 (略) 《留意事項》 ＜別表第1の業務に係る文書作成＞ ○ 公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号。以下「施行令」という。）別表においては、一連の業務プロセスに係る文書が同一の保存期間で保存されるよう、法第4条各号により作成が義務付けられている文書など、各行政機関に共通する業務等に関し、当該業務プロセスに係る文書を類型化（ガイドライン別表第1において具体例を記載）した上で、その保存期間基準を定めている。各行政機関においては、ガイドライン別表第1に、各行政機関の事務及び事業の性質、内容等に応じた当該行政機関を通じた保存期間基準を加えて、規則の別表第1とするものとされており（16頁参照）、第3－2では、規則の別表第1に掲げられた業務については、当該業務の経緯に応じ、同表の行政文書の類型を参酌（併せて、文書管理者が作成する標準文書保存期間基準を参酌。当該業務の経緯に応じて、同表に列挙された行政文書の類型が当てはまらない場合もあり得ることから「参酌」としている。）して、文書を作成することを明確にしている。 ○ なお、審議会等や懇談会等については、法第1条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実	第3 作成 (略) 《留意事項》 ＜別表第1の業務に係る文書作成＞ ○ 公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号。以下「施行令」という。）別表においては、一連の業務プロセスに係る文書が同一の保存期間で保存されるよう、法第4条各号により作成が義務付けられている文書など、各行政機関に共通する業務等に関し、当該業務プロセスに係る文書を類型化（ガイドライン別表第1において具体例を記載）した上で、その保存期間基準を定めている。各行政機関においては、ガイドライン別表第1に、各行政機関の事務及び事業の性質、内容等に応じた当該行政機関を通じた保存期間基準を加えて、規則の別表第1とするものとされており（16頁参照）、第3－2では、規則の別表第1に掲げられた業務については、当該業務の経緯に応じ、同表の行政文書の類型を参酌（併せて、文書管理者が作成する標準文書保存期間基準を参酌。当該業務の経緯に応じて、同表に列挙された行政文書の類型が当てはまらない場合もあり得ることから「参酌」としている。）して、文書を作成することを明確にしている。 ○ なお、審議会等や懇談会等の議事録については、法第1条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び

績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、開催日時、開催場所、出席者、議題、発言者及び発言内容を記載した議事の記録を作成するものとする。

＜国務大臣を構成員とする会議又は省議における議事の記録の作成＞

○ 国務大臣を構成員とする会議又は省議については、法第1条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、開催日時、開催場所、出席者、議題、発言者及び発言内容を記載した議事の記録を作成するものとする。

＜歴史的緊急事態に対応する会議等における記録の作成の確保＞

○ 国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に生かされるようなもののうち、国民の生命、身体、財産に大規模かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態（以下「歴史的緊急事態」という。）に政府全体として対応する会議その他の会合（第3及び第8の留意事項において「会議等」という。）については、将来の教訓として極めて重要であり、以下のとおり、会議等の性格に応じて記録を作成するものとする。

なお、個別の事態が歴史的緊急事態に該当するか否かについては、公文書管理を担当する大臣が閣議等の場で了解を得て判断する。

① 政策の決定又は了解を行う会議等

国民の生命、身体、財産に大規模かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態に政府全体として対応するため、政策の決定又は了解を行う会議等
(作成すべき記録)

開催日時、開催場所、出席者、議題、発言者及び発言内容を記載した議事の記録、

事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、発言者名を記載した議事録を作成する必要がある。

(新設)

＜歴史的緊急事態に対応する会議等における記録の作成の確保＞

○ 国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に生かされるようなもののうち、国民の生命、身体、財産に大規模かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態（以下「歴史的緊急事態」という。）に政府全体として対応する会議その他の会合（第3及び第8の留意事項において「会議等」という。）については、将来の教訓として極めて重要であり、以下のとおり、会議等の性格に応じて記録を作成するものとする。

なお、個別の事態が歴史的緊急事態に該当するか否かについては、公文書管理を担当する大臣が閣議等の場で了解を得て判断する。

① 政策の決定又は了解を行う会議等

国民の生命、身体、財産に大規模かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態に政府全体として対応するため、政策の決定又は了解を行う会議等
(作成すべき記録)

開催日時、開催場所、出席者、議題、発言者及び発言内容を記録した議事概要又

決定又は了解を記録した文書、配布資料 等

② 政策の決定又は了解を行わない会議等

国民の生命、身体、財産に大規模かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態に関する各行政機関の対応を円滑に行うため、政府全体として情報交換を行う会議等であり、政策の決定又は了解を行わないもの

(作成すべき記録)

活動期間、活動場所、チームの構成員、その時々々の活動の進捗状況や確認事項（共有された確認事項、確認事項に対して構成員等が具体的に採った対応等）を記載した文書、配布資料 等

○ なお、設置又は開催当初は政策の決定又は了解を行わない会議等であっても、その後、政策の決定又は了解を行うこととなった場合には、上記①の記録を作成するものとする。

○ このため、歴史的緊急事態に対応する行政機関においては、当該事態に対応する会議等について、事前にマニュアル等を整備又は改正し、作成すべき記録、事後作成の場合の方法・期限（原則３か月以内とし、３か月を超えても作成することが困難であることが想定される場合は、事後作成に支障を来さないようにするための措置を講ずることを明確にする。）、記録の作成の責任体制、記録の作成も含めた訓練等を行うことを明確化する等の措置を講ずる必要がある。なお、事後の点検等については、第８の留意事項を参照すること。

別表第１ 行政文書の保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例
-----	-------	---------------------------	------	-----

は議事録、決定又は了解を記録した文書、配布資料 等

② 政策の決定又は了解を行わない会議等

国民の生命、身体、財産に大規模かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態に関する各行政機関の対応を円滑に行うため、政府全体として情報交換を行う会議等であり、政策の決定又は了解を行わないもの

(作成すべき記録)

活動期間、活動場所、チームの構成員、その時々々の活動の進捗状況や確認事項（共有された確認事項、確認事項に対して構成員等が具体的に採った対応等）を記載した文書、配布資料 等

○ なお、設置又は開催当初は政策の決定又は了解を行わない会議等であっても、その後、政策の決定又は了解を行うこととなった場合には、上記①の記録を作成するものとする。

○ このため、歴史的緊急事態に対応する行政機関においては、当該事態に対応する会議等について、事前にマニュアル等を整備又は改正し、作成すべき記録、事後作成の場合の方法・期限（原則３か月以内とし、３か月を超えても作成することが困難であることが想定される場合は、事後作成に支障を来さないようにするための措置を講ずることを明確にする。）、記録の作成の責任体制、記録の作成も含めた訓練等を行うことを明確化する等の措置を講ずる必要がある。なお、事後の点検等については、第８の留意事項を参照すること。

別表第１ 行政文書の保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例
-----	-------	---------------------------	------	-----

法令の制定又は改廃及びその経緯						法令の制定又は改廃及びその経緯					
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	①立案基礎文書（一の項イ）	30 年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定	1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	①立案基礎文書（一の項イ）	30 年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定
			②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言				②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）		・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			③立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング				③立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
		(2)法律案の審査	法律案の審査の過程が記録された文書（一の項ロ）		・法制局提出資料 ・審査録			(2)法律案の審査	法律案の審査の過程が記録された文書（一の項ロ）		・法制局提出資料 ・審査録
		(3)他の行	行政機関協議		・各省への協議案			(3)他の行	行政機関協議		・各省への協議案

		政機関 への協 議	文書（一の項 ハ）		・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答			政機関 への協 議	文書（一の項 ハ）		・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答	
		(4)閣議	閣議を求める ための決裁文 書及び閣議に 提出された文 書（一の項二）		・ 5点セット（要綱、 法律案、理由、新旧 対照条文、参照条 文） ・ 閣議請議書 ・ 案件表 ・ 配付資料			(4)閣議	閣議を求める ための決裁文 書及び閣議に 提出された文 書（一の項二）		・ 5点セット（要綱、 法律案、理由、新旧 対照条文、参照条 文） ・ 閣議請議書 ・ 案件表 ・ 配付資料	
		(5)国会審 議	国会審議文書 （一の項へ）		・ 議員への説明 ・ 趣旨説明 ・ 想定問答 ・ 答弁書 ・ 国会審議録 ・ 内閣意見案 ・ 同案の閣議請議書			(5)国会審 議	国会審議文書 （一の項へ）		・ 議員への説明 ・ 趣旨説明 ・ 想定問答 ・ 答弁書 ・ 国会審議録 ・ 内閣意見案 ・ 同案の閣議請議書	
		(6)官報公 示その 他の公 布	官報公示に関 する文書その 他の公布に関 する文書（一の 項ト）		・ 官報の写し ・ 公布裁可書（御署名 原本）			(6)官報公 示その 他の公 布	官報公示に関 する文書その 他の公布に関 する文書（一の 項ト）		・ 官報の写し ・ 公布裁可書（御署名 原本）	

		(7)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（一の項チ）		・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング			(7)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（一の項チ）		・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング		
			②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）		・ 逐条解説 ・ ガイドライン ・ 訓令、通達又は告示 ・ 運用の手引				②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）		・ 逐条解説 ・ ガイドライン ・ 訓令、通達又は告示 ・ 運用の手引		
2	条約その他の国際約束の締結及びその経緯	(1)締結の検討	①外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）との交渉に関する文書及び解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（二の項イ及びニ）	30 年	・ 交渉開始の契機 ・ 交渉方針 ・ 想定問答 ・ 逐条解説		2	条約その他の国際約束の締結及びその経緯	(1)締結の検討	①外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）との交渉に関する文書及び解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（二の項イ及びニ）	30 年	・ 交渉開始の契機 ・ 交渉方針 ・ 想定問答 ・ 逐条解説	

			②他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対する回答に関する文書その他の他の行政機関への連絡及び当該行政機関との調整に関する文書（二の項口）		・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答				②他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対する回答に関する文書その他の他の行政機関への連絡及び当該行政機関との調整に関する文書（二の項口）		・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答	
			③条約案その他の国際約束の案の検討に関する調査研究文書及び解釈又は運用の基準の設定のための調		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・情報収集・分析				③条約案その他の国際約束の案の検討に関する調査研究文書及び解釈又は運用の基準の設定のための調		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・情報収集・分析	

			査研究文書 (二の項ハ 及びニ)						査研究文書 (二の項ハ 及びニ)			
		(2)条約案 の審査	条約案その他 の国際約束の 案の審査の過 程が記録され た文書(二の項 ハ)		・法制局提出資料 ・審査録			(2)条約案 の審査	条約案その他 の国際約束の 案の審査の過 程が記録され た文書(二の項 ハ)		・法制局提出資料 ・審査録	
		(3)閣議	閣議を求める ための決裁文 書及び閣議に 提出された文 書(二の項ニ)		・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料			(3)閣議	閣議を求める ための決裁文 書及び閣議に 提出された文 書(二の項ニ)		・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料	
		(4)国会審 議	国会審議文書 (二の項ニ)		・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録			(4)国会審 議	国会審議文書 (二の項ニ)		・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録	
		(5)締結	条約書、批准書 その他これら に類する文書 (二の項ホ)		・条約書・署名本書 ・調印書 ・批准・受諾書 ・批准書の寄託に關す			(5)締結	条約書、批准書 その他これら に類する文書 (二の項ホ)		・条約書・署名本書 ・調印書 ・批准・受諾書 ・批准書の寄託に關す	

					る文書						る文書		
		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（二の項二）		・官報の写し ・公布裁可書（御署名原本）			(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（二の項二）		・官報の写し ・公布裁可書（御署名原本）		
3	政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	①立案基礎文書（一の項イ）	30 年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定		3	政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	①立案基礎文書（一の項イ）	30 年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定	
			②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言					②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）		・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	
			③立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング					③立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	

		(2)政令案 の審査	政令案の審査 の過程が記録 された文書（一 の項口）		・ 法制局提出資料 ・ 審査録			(2)政令案 の審査	政令案の審査 の過程が記録 された文書（一 の項口）		・ 法制局提出資料 ・ 審査録	
		(3)意見公 募手続	意見公募手続 文書（一の項 ハ）		・ 政令案 ・ 趣旨、要約、新旧対 照条文、参照条文 ・ 意見公募要領 ・ 提出意見 ・ 提出意見を考慮した 結果及びその理由			(3)意見公 募手続	意見公募手続 文書（一の項 ハ）		・ 政令案 ・ 趣旨、要約、新旧対 照条文、参照条文 ・ 意見公募要領 ・ 提出意見 ・ 提出意見を考慮した 結果及びその理由	
		(4)他の行 政機関 への協 議	行政機関協議 文書（一の項 ハ）		・ 各省への協議案 ・ 各省からの質問・意 見 ・ 各省からの質問・意 見に対する回答			(4)他の行 政機関 への協 議	行政機関協議 文書（一の項 ハ）		・ 各省への協議案 ・ 各省からの質問・意 見 ・ 各省からの質問・意 見に対する回答	
		(5)閣議	閣議を求める ための決裁文 書及び閣議に 提出された文 書（一の項二）		・ 5点セット（要綱、 政令案、理由、新旧 対照条文、参照条 文） ・ 閣議請議書 ・ 案件表 ・ 配付資料			(5)閣議	閣議を求める ための決裁文 書及び閣議に 提出された文 書（一の項二）		・ 5点セット（要綱、 政令案、理由、新旧 対照条文、参照条 文） ・ 閣議請議書 ・ 案件表 ・ 配付資料	

		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）		・官報の写し ・公布裁可書（御署名原本）			(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）		・官報の写し ・公布裁可書（御署名原本）	
		(7)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（一の項チ）		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング			(7)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（一の項チ）		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	
			②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）		・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引				②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）		・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引	
4	内閣官房令、内閣府令、省令その他の規則の制定又は改廃及び	(1)立案の検討	①立案基礎文書（一の項イ）	30 年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定			(1)立案の検討	①立案基礎文書（一の項イ）	30 年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定	
			②立案の検討		・開催経緯				②立案の検討		・開催経緯	

	その経緯		に関する審議会等文書 (一の項イ)		・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 中間報告、最終報告、 提言		その経緯		に関する審議会等文書 (一の項イ)		・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間報告、最終報告、 提言	
			③立案の検討に関する調査研究文書 (一の項イ)		・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング				③立案の検討に関する調査研究文書 (一の項イ)		・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング	
		(2)意見公募手続	意見公募手続文書 (一の項ハ)		・ 官房令案・府令案・省令案・規則案 ・ 趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・ 意見公募要領 ・ 提出意見 ・ 提出意見を考慮した結果及びその理由				(2)意見公募手続		・ 官房令案・府令案・省令案・規則案 ・ 趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・ 意見公募要領 ・ 提出意見 ・ 提出意見を考慮した結果及びその理由	
		(3)制定又は改廃	内閣官房令、内閣府令、省令その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書 (一の項		・ 官房令案・府令案・省令案・規則案 ・ 理由、新旧対照条文、参照条文				(3)制定又は改廃		・ 官房令案・府令案・省令案・規則案 ・ 理由、新旧対照条文、参照条文	

			ホ)				ホ)					
		(4)官報公示	官報公示に関する文書（一の項ト）		・官報の写し		(4)官報公示	官報公示に関する文書（一の項ト）		・官報の写し		
		(5)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（一の項チ）		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング		(5)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（一の項チ）		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング		
			②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）		・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引			②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）		・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引		
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯												
5	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)予算に関する閣議の求め及び予算の国会	①閣議を求めるとの決裁文書及び閣議に提出された文書（三の項イ）	30 年	・歳入歳出概算 ・予算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） ・概算要求基準等 ・閣議請議書		5	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)予算に関する閣議の求め及び予算の国会	①閣議を求めるとの決裁文書及び閣議に提出された文書（三の項イ）	30 年	・歳入歳出概算 ・予算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） ・概算要求基準等 ・閣議請議書

		提出その他の重要な経緯	②予算その他国会に提出された文書（三の項ハ）	・案件表 ・配付資料 ・予算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） ・予算参考資料				提出その他の重要な経緯	②予算その他国会に提出された文書（三の項ハ）	・案件表 ・配付資料 ・予算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） ・予算参考資料	
		(2)決算に関する閣議の求め及び決算の国会提出その他の重要な経緯	①閣議を求めするための決裁文書及び閣議に提出された文書（三の項イ）	・決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） ・調書 ・予備費使用書 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料				(2)決算に関する閣議の求め及び決算の国会提出その他の重要な経緯	①閣議を求めするための決裁文書及び閣議に提出された文書（三の項イ）	・決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） ・調書 ・予備費使用書 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料	
			②決算に関し、会計検査院に送付した文書及びその検査を経た文書（三の項ロ）	・決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関）（※会計検査院保有のものを除く。）					②決算に関し、会計検査院に送付した文書及びその検査を経た文書（三の項ロ）	・決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関）（※会計検査院保有のものを除く。）	
			③歳入歳出決算その他国	・決算書（一般会計・特別会計・政府関係					③歳入歳出決算その他国	・決算書（一般会計・特別会計・政府関係	

			会に提出された文書（三の項ハ）		機関）					会に提出された文書（三の項ハ）		機関）	
		(3)質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯	①答弁の案の作成の過程が記録された文書（四の項イ）		・法制局提出資料 ・審査録				(3)質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯	①答弁の案の作成の過程が記録された文書（四の項イ）		・法制局提出資料 ・審査録	
			②閣議を求めするための決裁文書及び閣議に提出された文書（四の項ロ）		・答弁案 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料					②閣議を求めするための決裁文書及び閣議に提出された文書（四の項ロ）		・答弁案 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料	
			③答弁が記録された文書（四の項ハ）		・答弁書					③答弁が記録された文書（四の項ハ）		・答弁書	
		(4)基本方針、基本計画又は白書その他の閣	①立案基礎文書（五の項イ）		・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定				(4)基本方針、基本計画又は白書その他の閣	①立案基礎文書（五の項イ）		・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定	

		議に付 された 案件に 関する 立案の 検討及 び閣議 の求め その他 の重要 な経緯 (1の 項から 4の項 まで及 び5の 項(1)か ら(3)ま でに掲 げるも のを除 く。)	②立案の検討 に関する審 議会等文書 (五の項イ)		・開催経緯 ・諮問 ・ 議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報 告、建議、提言			議に付 された 案件に 関する 立案の 検討及 び閣議 の求め その他 の重要 な経緯 (1の 項から 4の項 まで及 び5の 項(1)か ら(3)ま でに掲 げるも のを除 く。)	②立案の検討 に関する審 議会等文書 (五の項イ)		・開催経緯 ・諮問 ・ 議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報 告、建議、提言	
			③立案の検討 に関する調 査研究文書 (五の項イ)		・外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング ・任意パブコメ				③立案の検討 に関する調 査研究文書 (五の項イ)		・外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング ・任意パブコメ	
			④行政機関協 議文書(五の 項ロ)		・各省への協議案 ・各省からの質問・意 見 ・各省からの質問・意 見に対する回答				④行政機関協 議文書(五の 項ロ)		・各省への協議案 ・各省からの質問・意 見 ・各省からの質問・意 見に対する回答	
			⑤閣議を求め るための決 裁文書及び 閣議に提出 された文書 (五の項ハ)		・基本方針案 ・基本計画案 ・白書案 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料				⑤閣議を求め るための決 裁文書及び 閣議に提出 された文書 (五の項ハ)		・基本方針案 ・基本計画案 ・白書案 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料	

6	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①会議の決定 又は了解に係る案の立案基礎文書（六の項イ）	10 年	・ 基本方針 ・ 基本計画 ・ 条約その他の国際約束 ・ 総理指示		6	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①会議の決定 又は了解に係る案の立案基礎文書（六の項イ）	10 年	・ 基本方針 ・ 基本計画 ・ 条約その他の国際約束 ・ 総理指示	
			②会議の決定 又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書（六の項イ）		・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング					②会議の決定 又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書（六の項イ）		・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング	
			③会議の決定 又は了解に係る案の検討に関する行政機関協議文書（六の項イ）		・ 各省への協議案 ・ 各省からの質問・意見 ・ 各省からの質問・意見に対する回答					③会議の決定 又は了解に係る案の検討に関する行政機関協議文書（六の項イ）		・ 各省への協議案 ・ 各省からの質問・意見 ・ 各省からの質問・意見に対する回答	
			④会議に検討のための資料として提出された文		・ 配付資料 ・ <u>議事の記録</u>					④会議に検討のための資料として提出された文		・ 配付資料 ・ <u>(新設)</u>	

			書（六の項口） <u>及び会議（国務大臣を構成員とする会議に限る。）の議事が記録された文書</u>				書（六の項口） <u>（新設）</u>				
			⑤会議の決定又は了解の内容が記録された文書（六の項ハ）		・決定・了解文書		⑤会議の決定又は了解の内容が記録された文書（六の項ハ）		・決定・了解文書		
7	省議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定	省議の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要な経緯	①省議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書（七の項イ） ②省議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文	10 年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	7	省議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定	省議の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要な経緯	①省議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書（七の項イ） ②省議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文	10 年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング

	又は了解及びその経緯		書（七の項イ） ③省議に検討のための資料として提出された文書（七の項ロ） <u>及び省議（国務大臣を構成員とする省議に限る。）の議事が記録された文書</u> ④省議の決定又は了解の内容が記録された文書（七の項ハ）		・配付資料 <u>・議事の記録</u> ・決定・了解文書	
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯						
8	複数の行政機	複数の行政機関に	①申合せに係る案の立案	10年	・基本方針 ・基本計画	

	又は了解及びその経緯		書（七の項イ） ③省議に検討のための資料として提出された文書（七の項ロ） <u>（新設）</u> ④省議の決定又は了解の内容が記録された文書（七の項ハ）		・配付資料 <u>（新設）</u> ・決定・了解文書	
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯						
8	複数の行政機	複数の行政機関に	①申合せに係る案の立案	10年	・基本方針 ・基本計画	

	関によ る申合 せ及び その経 緯	よる申合 せに関す る立案の 検討及び 他の行政 機関への 協議その 他の重要 な経緯	基礎文書（ハ の項イ）		・条約その他の国際約 束 ・総理指示			関によ る申合 せ及び その経 緯	よる申合 せに関す る立案の 検討及び 他の行政 機関への 協議その 他の重要 な経緯	基礎文書（ハ の項イ）		・条約その他の国際約 束 ・総理指示	
			②申合せに係 る案の検討 に関する調 査研究文書 （ハの項イ）		・外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング					②申合せに係 る案の検討 に関する調 査研究文書 （ハの項イ）		・外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング	
			③申合せに係 る案の検討 に関する行 政機関協議 文書（ハの項 イ）		・各省への協議案 ・各省からの質問・意 見 ・各省からの質問・意 見に対する回答					③申合せに係 る案の検討 に関する行 政機関協議 文書（ハの項 イ）		・各省への協議案 ・各省からの質問・意 見 ・各省からの質問・意 見に対する回答	
			④他の行政機 関との会議 に検討のた めの資料と して提出さ れた文書及 び当該会議 の議事が記 録された文		・開催経緯 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料					④他の行政機 関との会議 に検討のた めの資料と して提出さ れた文書及 び当該会議 の議事が記 録された文		・開催経緯 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料	

			書その他申 合せに至る 過程が記録 された文書 (八の項ロ)				書その他申 合せに至る 過程が記録 された文書 (八の項ロ)				書その他申 合せに至る 過程が記録 された文書 (八の項ロ)				書その他申 合せに至る 過程が記録 された文書 (八の項ロ)
			⑤申合せの内 容が記録さ れた文書(八 の項ハ)		・申合せ		⑤申合せの内 容が記録さ れた文書(八 の項ハ)				⑤申合せの内 容が記録さ れた文書(八 の項ハ)				・申合せ
9	他の行 政機関 に対し て示す 基準の 設定及 びその 経緯	基準の設 定に関す る立案の 検討その 他の重要 な経緯	①立案基礎文 書(九の項 イ)	10 年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約 束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定		①立案基礎文 書(九の項 イ)	10 年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約 束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定		①立案基礎文 書(九の項 イ)	10 年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約 束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定		・申合せ
			②立案の検討 に関する審 議会等文書 (九の項イ)		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報 告、建議、提言		②立案の検討 に関する審 議会等文書 (九の項イ)				②立案の検討 に関する審 議会等文書 (九の項イ)				・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報 告、建議、提言
			③立案の検討		・外国・自治体・民間		③立案の検討				③立案の検討				・外国・自治体・民間

			に関する調査研究文書 (九の項イ)		企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング				に関する調査研究文書 (九の項イ)		企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング	
			④基準を設定するための 決裁文書その他基準の 設定に至る過程が記録 された文書 (九の項ロ)		・基準案				④基準を設定するための 決裁文書その他基準の 設定に至る過程が記録 された文書 (九の項ロ)		・基準案	
			⑤基準を他の行政機関に 通知した文書 (九の項 ハ)		・通知				⑤基準を他の行政機関に 通知した文書 (九の項 ハ)		・通知	
10	地方公共団体 に対して示す 基準の設定及びその	基準の設定に関する立案の 検討その他の重要な経緯	①立案基礎文書 (九の項 イ)	10 年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定		10	地方公共団体 に対して示す 基準の設定及びその	基準の設定に関する立案の 検討その他の重要な経緯	10 年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定	
			②立案の検討		・開催経緯				②立案の検討		・開催経緯	

経緯			に関する審議会等文書 (九の項イ)		・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言		経緯			に関する審議会等文書 (九の項イ)		・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言
			③立案の検討に関する調査研究文書 (九の項イ)		・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング					③立案の検討に関する調査研究文書 (九の項イ)		・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング
			④基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書 (九の項ロ)		・ 基準案					④基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書 (九の項ロ)		・ 基準案
			⑤基準を地方公共団体に通知した文書 (九の項ハ)		・ 通知					⑤基準を地方公共団体に通知した文書 (九の項ハ)		・ 通知

個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯						個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯					
11	個人の 権利義 務の得 喪及び その経 緯	(1)行政手 続法 (平成 5年法 律第88 号)第 2条第 8号口 の審査 基準、 同号ハ の処分 基準、 同号二 の行政 指導指 針及び 同法第 6条の 標準的 な期間 に関す	①立案の検討 に関する審 議会等文書 (十の項)	10 年	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、 中間報告、最終報 告、建議、提言	11	個人の 権利義 務の得 喪及び その経 緯	(1)行政手 続法 (平成 5年法 律第88 号)第 2条第 8号口 の審査 基準、 同号ハ の処分 基準、 同号二 の行政 指導指 針及び 同法第 6条の 標準的 な期間 に関す	①立案の検討 に関する審 議会等文書 (十の項)	10 年	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、 中間報告、最終報 告、建議、提言
			②立案の検討 に関する調 査研究文書 (十の項)		・ 外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者の ヒアリング				②立案の検討 に関する調 査研究文書 (十の項)		・ 外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者の ヒアリング
			③意見公募手 続文書(十の 項)		・ 審査基準案・処分基 準案・行政指導指針 案 ・ 意見公募要領 ・ 提出意見 ・ 提出意見を考慮した 結果及びその理由				③意見公募手 続文書(十の 項)		・ 審査基準案・処分基 準案・行政指導指針 案 ・ 意見公募要領 ・ 提出意見 ・ 提出意見を考慮した 結果及びその理由
			④行政手続法 第2条第8 号口の審査 基準、同号ハ		・ 審査基準案・処分基 準案・行政指導指針 案				④行政手続法 第2条第8 号口の審査 基準、同号ハ		・ 審査基準案・処分基 準案・行政指導指針 案

		る立案 の検討 その他 の重要 な経緯	の処分基準 及び同号二 の行政指導 指針を定め るための決 裁文書（十の 項）					る立案 の検討 その他 の重要 な経緯	の処分基準 及び同号二 の行政指導 指針を定め るための決 裁文書（十の 項）				
			⑤行政手続法 第6条の標 準的な期間 を定めるた めの決裁文 書（十の項）		・標準処理期間案				⑤行政手続法 第6条の標 準的な期間 を定めるた めの決裁文 書（十の項）		・標準処理期間案		
		(2)行政手 続法第 2条第 3号の 許認可 等（以 下「許 認可 等」と いう。）	許認可等をす るための決裁 文書その他許 認可等に至る 過程が記録さ れた文書（十一 の項）	許認可等の 効力が消滅 する日に係 る特定日以 後5年	・審査案 ・理由			(2)行政手 続法第 2条第 3号の 許認可 等（以 下「許 認可 等」と いう。）	許認可等をす るための決裁 文書その他許 認可等に至る 過程が記録さ れた文書（十一 の項）	許認可等の 効力が消滅 する日に係 る特定日以 後5年	・審査案 ・理由		

[illegible]

		適正化 に関する法律 (昭和 30 年法 律第 179 号) 第 2 条 第 1 項 の補助 金等を いう。 以下同 じ。) の交付 に關す る重要 な経緯	その他交付 に至る過程 が記録され た文書(十三 の項口)					適正化 に関する法律 (昭和 30 年法 律第 179 号) 第 2 条 第 1 項 の補助 金等を いう。 以下同 じ。) の交付 に關す る重要 な経緯	その他交付 に至る過程 が記録され た文書(十三 の項口)			
			③補助事業等 実績報告書 (十三の項 ハ)		・ 実績報告書				③補助事業等 実績報告書 (十三の項 ハ)		・ 実績報告書	
		(5)不服申 立てに 關する 審議会 等にお	①不服申立書 又は口頭 による不服申 立てにおけ る陳述の内	裁決、決定そ の他の処分 がされる日 に係る特定 日以後 10 年	・ 不服申立書 ・ 録取書			(5)不服申 立てに 關する 審議会 等にお	①不服申立書 又は口頭 による不服申 立てにおけ る陳述の内	裁決、決定そ の他の処分 がされる日 に係る特定 日以後 10 年	・ 不服申立書 ・ 録取書	

		ける検 討その 他の重 要な経 緯	容を録取し た文書（十四 の項イ）					ける検 討その 他の重 要な経 緯	容を録取し た文書（十四 の項イ）			
			②審議会等文 書（十四の項 ロ）		・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見				②審議会等文 書（十四の項 ロ）		・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見	
			③裁決、決定そ の他の処分 をするため の決裁文書 その他当該 処分に至る 過程が記録 された文書 （十四の項 ハ）		・ 弁明書 ・ 反論書 ・ 意見書				③裁決、決定そ の他の処分 をするため の決裁文書 その他当該 処分に至る 過程が記録 された文書 （十四の項 ハ）		・ 弁明書 ・ 反論書 ・ 意見書	
			④裁決書又は 決定書（十四 の項ニ）		・ 裁決・決定書				④裁決書又は 決定書（十四 の項ニ）		・ 裁決・決定書	
		(6)国又は 行政機 関を当	①訴訟の提起 に関する文 書（十五の項	訴訟が終結 する日に係 る特定日以	・ 訴状 ・ 期日呼出状			(6)国又は 行政機 関を当	①訴訟の提起 に関する文 書（十五の項	訴訟が終結 する日に係 る特定日以	・ 訴状 ・ 期日呼出状	

		事者と する訴 訟の提 起その 他の訴 訟に関 する重 要な経 緯	イ) ②訴訟におけ る主張又は 立証に関す る文書（十五 の項口） ③判決書又は 和解調書（十 五の項ハ）	後 10 年	・ 答弁書 ・ 準備書面 ・ 各種申立書 ・ 口頭弁論・証人等調 書 ・ 書証 ・ 判決書 ・ 和解調書			事者と する訴 訟の提 起その 他の訴 訟に関 する重 要な経 緯	イ) ②訴訟におけ る主張又は 立証に関す る文書（十五 の項口） ③判決書又は 和解調書（十 五の項ハ）	後 10 年	・ 答弁書 ・ 準備書面 ・ 各種申立書 ・ 口頭弁論・証人等調 書 ・ 書証 ・ 判決書 ・ 和解調書	
12	法人の 権利義 務の得 喪及び その経 緯	(1)行政手 続法第 2条第 8号口 の審査 基準、 同号ハ の処分 基準、 同号ニ の行政 指導指 針及び	①立案の検討 に関する審 議会等文書 （十の項） ②立案の検討 に関する調 査研究文書 （十の項） ③意見公募手 続文書（十の	10 年	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、 中間報告、最終報 告、建議、提言 ・ 外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者の ヒアリング ・ 審査基準案・処分基 準案・行政指導指針		12	法人の 権利義 務の得 喪及び その経 緯	(1)行政手 続法第 2条第 8号口 の審査 基準、 同号ハ の処分 基準、 同号ニ の行政 指導指 針及び	10 年	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、 中間報告、最終報 告、建議、提言 ・ 外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者の ヒアリング ・ 審査基準案・処分基 準案・行政指導指針	

		同法第 6条の 標準的 な期間 に關す る立案 の検討 その他 の重要 な経緯	項)		案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した 結果及びその理由			同法第 6条の 標準的 な期間 に關す る立案 の検討 その他 の重要 な経緯	項)		案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した 結果及びその理由	
			④行政手続法 第2条第8 号口の審査 基準、同号ハ の処分基準 及び同号ニ の行政指導 指針を定め るための決 裁文書(十の 項)		・審査基準案・処分基 準案・行政指導指針 案				④行政手続法 第2条第8 号口の審査 基準、同号ハ の処分基準 及び同号ニ の行政指導 指針を定め るための決 裁文書(十の 項)		・審査基準案・処分基 準案・行政指導指針 案	
			⑤行政手続法 第6条の標 準的な期間 を定めるた めの決裁文 書(十の項)		・標準処理期間案				⑤行政手続法 第6条の標 準的な期間 を定めるた めの決裁文 書(十の項)		・標準処理期間案	
		(2)許認可	許認可等をす	許認可等の	・審査案			(2)許認可	許認可等をす	許認可等の	・審査案	

		等に関する重要な経緯	るための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書（十一の項）	効力が消滅する日に係る特定日以後5年	・理由			等に関する重要な経緯	るための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書（十一の項）	効力が消滅する日に係る特定日以後5年	・理由	
		(3)不利益処分に 関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書（十二の項）	5年	・処分案 ・理由			(3)不利益処分に 関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書（十二の項）	5年	・処分案 ・理由	
		(4)補助金等の交付（地方公共団体に 対する交付を含む。） に関する重要な	①交付の要件に関する文書（十三の項イ）	交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後5年	・交付規則・交付要綱・実施要領 ・審査要領・選考基準			(4)補助金等の交付（地方公共団体に 対する交付を含む。） に関する重要な	①交付の要件に関する文書（十三の項イ）	交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後5年	・交付規則・交付要綱・実施要領 ・審査要領・選考基準	
			②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書（十三		・審査案 ・理由				②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書（十三		・審査案 ・理由	

		な経緯	の項口)					な経緯	の項口)				
			③補助事業等 実績報告書 (十三の項 ハ)			・実績報告書			③補助事業等 実績報告書 (十三の項 ハ)			・実績報告書	
		(5)不服申 立てに 関する 審議会 等にお ける検 討その 他の重 要な経 緯	①不服申立書 又は口頭によ る不服申 立てにおけ る陳述の内 容を録取し た文書(十四 の項イ)	裁決、決定そ の他の処分 がされる日 に係る特定 日以後 10 年	・不服申立書 ・録取書			(5)不服申 立てに 関する 審議会 等にお ける検 討その 他の重 要な経 緯	①不服申立書 又は口頭によ る不服申 立てにおけ る陳述の内 容を録取し た文書(十四 の項イ)	裁決、決定そ の他の処分 がされる日 に係る特定 日以後 10 年	・不服申立書 ・録取書		
			②審議会等文 書(十四の項 口)		・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・答申、建議、意見				②審議会等文 書(十四の項 口)		・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・答申、建議、意見		
			③裁決、決定そ の他の処分 をするため の決裁文書 その他当該 処分に至る		・弁明書 ・反論書 ・意見書				③裁決、決定そ の他の処分 をするため の決裁文書 その他当該 処分に至る		・弁明書 ・反論書 ・意見書		

			過程が記録された文書 (十四の項ハ)						過程が記録された文書 (十四の項ハ)								
			④裁決書又は決定書(十四の項二)						④裁決書又は決定書(十四の項二)								
		(6)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書(十五の項イ)	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年				(6)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書(十五の項イ)	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年							
			②訴訟における主張又は立証に関する文書(十五の項ロ)						②訴訟における主張又は立証に関する文書(十五の項ロ)								
			③判決書又は和解調書(十五の項ハ)						③判決書又は和解調書(十五の項ハ)								
職員の人事に関する事項																	
13	職員の人事に	(1)人事評価実施	①立案の検討に関する調	10年				13	職員の人事に	(1)人事評価実施	①立案の検討に関する調	10年					
					・外国・自治体・民間企業の状況調査									・外国・自治体・民間企業の状況調査			

	関する 事項	規程の 制定又 は変更 及びそ の経緯	査研究文書 （十六の項 イ）		・ 関係団体・関係者の ヒアリング			関する 事項	規程の 制定又 は変更 及びそ の経緯	査研究文書 （十六の項 イ）		・ 関係団体・関係者の ヒアリング	
			②制定又は変 更のための 決裁文書（十 六の項ロ）		・ 規程案					②制定又は変 更のための 決裁文書（十 六の項ロ）		・ 規程案	
			③制定又は変 更について の協議案、回 答書その他 の内閣総理 大臣との協 議に関する 文書（十六の 項ハ）		・ 協議案 ・ 回答書					③制定又は変 更について の協議案、回 答書その他 の内閣総理 大臣との協 議に関する 文書（十六の 項ハ）		・ 協議案 ・ 回答書	
			④軽微な変更 についての 内閣総理大 臣に対する 報告に関す る文書（十六 の項ニ）		・ 報告書					④軽微な変更 についての 内閣総理大 臣に対する 報告に関す る文書（十六 の項ニ）		・ 報告書	

		(2)職員の 研修の 実施に 関する 計画の 立案の 検討そ の他の 職員の 研修に 関する 重要な 経緯	①計画の立案 に関する調 査研究文書 (十七の項)	3 年	・ 外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者の ヒアリング				(2)職員の 研修の 実施に 関する 計画の 立案の 検討そ の他の 職員の 研修に 関する 重要な 経緯	①計画の立案 に関する調 査研究文書 (十七の項)	3 年	・ 外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者の ヒアリング	
			②計画を制定 又は改廃す るための決 裁文書(十七 の項)		・ 計画案					②計画を制定 又は改廃す るための決 裁文書(十七 の項)		・ 計画案	
			③職員の研修 の実施状況 が記録され た文書(十七 の項)		・ 実績					③職員の研修 の実施状況 が記録され た文書(十七 の項)		・ 実績	
		(3)職員の 兼業の 許可に 関する 重要な 経緯	職員の兼業の 許可の申請書 及び当該申請 に対する許可 に関する文書 (十八の項)	3 年	・ 申請書 ・ 承認書				(3)職員の 兼業の 許可に 関する 重要な 経緯	職員の兼業の 許可の申請書 及び当該申請 に対する許可 に関する文書 (十八の項)	3 年	・ 申請書 ・ 承認書	
		(4)退職手 当の支 給に関	退職手当の支 給に関する決 定の内容が記	支給制限そ の他の支給 に関する処	・ 調書				(4)退職手 当の支 給に関	退職手当の支 給に関する決 定の内容が記	支給制限そ の他の支給 に関する処	・ 調書	

		する重要な経緯	録された文書及び当該決定に至る過程が記録された文書（十九の項）	分を行うことができる期間又は5年のいずれか長い期間	
その他の事項					
14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	①立案の検討に関する審議会等文書（二十の項イ）	10 年	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			②立案の検討に関する調査研究文書（二十の項イ）		・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング
			③意見公募手続文書（二十の項イ）		・ 告示案 ・ 意見公募要領 ・ 提出意見 ・ 提出意見を考慮した結果及びその理由

		する重要な経緯	録された文書及び当該決定に至る過程が記録された文書（十九の項）	分を行うことができる期間又は5年のいずれか長い期間	
その他の事項					
14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	①立案の検討に関する審議会等文書（二十の項イ）	10 年	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			②立案の検討に関する調査研究文書（二十の項イ）		・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング
			③意見公募手続文書（二十の項イ）		・ 告示案 ・ 意見公募要領 ・ 提出意見 ・ 提出意見を考慮した結果及びその理由

			④制定又は改 廃のための 決裁文書（二 十の項口）		・ 告示案				④制定又は改 廃のための 決裁文書（二 十の項口）		・ 告示案	
			⑤官報公示に 関する文書 （二十の項 ハ）		・ 官報の写し				⑤官報公示に 関する文書 （二十の項 ハ）		・ 官報の写し	
		(2)訓令及 び通達 の立案 の検討 その他 の重要 な経緯 （１の 項から 13の項 までに 掲げる ものを 除く。）	①立案の検討 に関する調 査研究文書 （二十の項 イ）	10 年	・ 外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者の ヒアリング			(2)訓令及 び通達 の立案 の検討 その他 の重要 な経緯 （１の 項から 13の項 までに 掲げる ものを 除く。）	①立案の検討 に関する調 査研究文書 （二十の項 イ）	10 年	・ 外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者の ヒアリング	
			②制定又は改 廃のための 決裁文書（二 十の項口）		・ 訓令案・通達案 ・ 行政文書管理規則案 ・ 公印規程案				②制定又は改 廃のための 決裁文書（二 十の項口）		・ 訓令案・通達案 ・ 行政文書管理規則案 ・ 公印規程案	
15	予算及	(1)歳入、	①歳入、歳出、	10 年	・ 概算要求の方針		15	予算及	(1)歳入、	①歳入、歳出、	10 年	・ 概算要求の方針

	び決算 に関する事項	歳出、 継続 費、繰 越明許 費及び 国庫債 務負担 行為の 見積に 関する 書類の 作製そ の他の 予算に 関する 重要な 経緯 (5の 項(1)及 び(4)に 掲げる ものを 除く。)	継続費、繰越 明許費及び 国庫債務負 担行為の見 積に関する 書類並びに その作製の 基礎となっ た意思決定 及び当該意 思決定に至 る過程が記 録された文 書(二十一の 項イ)		・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・省内調整 ・概算要求書			び決算 に関する事項	歳出、 継続 費、繰 越明許 費及び 国庫債 務負担 行為の 見積に 関する 書類の 作製そ の他の 予算に 関する 重要な 経緯 (5の 項(1)及 び(4)に 掲げる ものを 除く。)	継続費、繰越 明許費及び 国庫債務負 担行為の見 積に関する 書類並びに その作製の 基礎となっ た意思決定 及び当該意 思決定に至 る過程が記 録された文 書(二十一の 項イ)		・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・省内調整 ・概算要求書		
			②財政法(昭和 22年法律第 34号)第20 条第2項の 予定経費要 求書等並び にその作製 の基礎とな		・予定経費要求書 ・継続費要求書 ・繰越明許費要求書 ・国庫債務負担行為要 求書 ・予算決算及び会計令 第12条の規定に基づ く予定経費要求書等					②財政法(昭和 22年法律第 34号)第20 条第2項の 予定経費要 求書等並び にその作製 の基礎とな		・予定経費要求書 ・継続費要求書 ・繰越明許費要求書 ・国庫債務負担行為要 求書 ・予算決算及び会計令 第12条の規定に基づ く予定経費要求書等		

			った意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十一の項ロ）		の各目明細書				った意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十一の項ロ）		の各目明細書	
			③①及び②に掲げるもののほか、予算の成立に至る過程が記録された文書（二十一の項ハ）		・ 行政事業レビュー ・ 執行状況調査				③①及び②に掲げるもののほか、予算の成立に至る過程が記録された文書（二十一の項ハ）		・ 行政事業レビュー ・ 執行状況調査	
			④歳入歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為の配賦に関する文書（二十一の項ニ）		・ 予算の配賦通知				④歳入歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為の配賦に関する文書（二十一の項ニ）		・ 予算の配賦通知	
		(2)歳入及	①歳入及び歳	5 年	・ 歳入及び歳出の決算				(2)歳入及	①歳入及び歳	5 年	・ 歳入及び歳出の決算

[illegible]

			関する文書 (二十二の 項ハ) ④①から③ま でに掲げる もののほか、 決算の提出 に至る過程 が記録され た文書(二十 二の項ニ) ⑤国会におけ る決算の審 査に関する 文書(二十二 の項ホ)		・ 調書 ・ 警告決議に対する措 置 ・ 指摘事項に対する措 置			関する文書 (二十二の 項ハ) ④①から③ま でに掲げる もののほか、 決算の提出 に至る過程 が記録され た文書(二十 二の項ニ) ⑤国会におけ る決算の審 査に関する 文書(二十二 の項ホ)		・ 調書 ・ 警告決議に対する措 置 ・ 指摘事項に対する措 置			
16	機構及 び定員 に関する事項	機構及び 定員の要 求に関する重要な 経緯	機構及び定員 の要求に関する文書並びに その基礎とな った意思決定 及び当該意思 決定に至る過	10 年	・ 大臣指示 ・ 政務三役会議の決定 ・ 省内調整 ・ 機構要求書 ・ 定員要求書 ・ 定員合理化計画		16	機構及 び定員 に関する事項	機構及び 定員の要 求に関する重要な 経緯	機構及び定員 の要求に関する文書並びに その基礎とな った意思決定 及び当該意思 決定に至る過	10 年	・ 大臣指示 ・ 政務三役会議の決定 ・ 省内調整 ・ 機構要求書 ・ 定員要求書 ・ 定員合理化計画	

			程が記録され た文書（二十三 の項）						程が記録され た文書（二十三 の項）			
17	独立行 政法人 等に関 する事 項	(1)独立行 政法人 通則法 （平成 11 年法 律第 103 号） その他 の法律 の規定 による 中期目 標の制 定又は 変更に 関する 立案の 検討そ 他の 重要な	①立案の検討 に関する調 査研究文書 （二十四の 項イ） ②評価委員会 に検討のた めの資料と して提出さ れた文書、評 価委員会に おける議事 が記録され た文書及び 評価委員会 の決定又は 了解に至る 過程が記録 された文書 （二十四の	10 年	・ 外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者の ヒアリング ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 意見		17	独立行 政法人 等に関 する事 項	(1)独立行 政法人 通則法 （平成 11 年法 律第 103 号） その他 の法律 の規定 による 中期目 標の制 定又は 変更に 関する 立案の 検討そ 他の 重要な	①立案の検討 に関する調 査研究文書 （二十四の 項イ） ②評価委員会 に検討のた めの資料と して提出さ れた文書、評 価委員会に おける議事 が記録され た文書及び 評価委員会 の決定又は 了解に至る 過程が記録 された文書 （二十四の	10 年	・ 外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者の ヒアリング ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 意見

		経緯	項口)					経緯	項口)				
			③制定又は変更のための 決裁文書（二十四の項ハ）		・ 中期目標案				③制定又は変更のための 決裁文書（二十四の項ハ）		・ 中期目標案		
			④中期計画、事業報告書その他の中期 目標の達成に関し法律 の規定に基づき独立行政 法人等により提出され、又は公表 された文書（二十四の 項ニ）		・ 中期計画 ・ 年度計画 ・ 事業報告書				④中期計画、事業報告書その他の中期 目標の達成に関し法律 の規定に基づき独立行政 法人等により提出され、又は公表 された文書（二十四の 項ニ）		・ 中期計画 ・ 年度計画 ・ 事業報告書		
		(2)独立行政法人 通則法 その他の法律	①指導監督をするための 決裁文書その他指導監督に至る過	5 年	・ 報告 ・ 検査			(2)独立行政法人 通則法 その他の法律	①指導監督をするための 決裁文書その他指導監督に至る過	5 年	・ 報告 ・ 検査		

		の規定 による 報告及 び検査 その他 の指導 監督に 関する 重要な 経緯	程が記録さ れた文書（二 十五の項イ）					の規定 による 報告及 び検査 その他 の指導 監督に 関する 重要な 経緯	程が記録さ れた文書（二 十五の項イ）				
			②違法行為等 の是正のた め必要な措 置その他の 指導監督の 結果の内容 が記録され た文書（二十 五の項ロ）		・ 是正措置の要求 ・ 是正措置				②違法行為等 の是正のた め必要な措 置その他の 指導監督の 結果の内容 が記録され た文書（二十 五の項ロ）		・ 是正措置の要求 ・ 是正措置		
18	政策評 価に関 する事 項	行政機関 が行う政 策の評価 に関する 法律（平 成 13 年法 律第 86 号。以下 「政策評 価法」と いう。）	①政策評価法 第 6 条の基 本計画又は 政策評価法 第 7 条第 1 項の実施計 画の制定又 は変更に係 る審議会等 文書（二十六 の項イ）	10 年	・ 開催経緯 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 中間報告、最終報告、 提言		18	政策評 価に関 する事 項	行政機関 が行う政 策の評価 に関する 法律（平 成 13 年法 律第 86 号。以下 「政策評 価法」と いう。）	①政策評価法 第 6 条の基 本計画又は 政策評価法 第 7 条第 1 項の実施計 画の制定又 は変更に係 る審議会等 文書（二十六 の項イ）	10 年	・ 開催経緯 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間報告、最終報告、 提言	

		第6条の 基本計画 の立案の 検討、政 策評価法 第10条第 1項の評 価書の作 成その他 の政策評 価の実施 に関する 重要な経 緯	②基本計画又 は実施計画 の制定又は 変更に至る 過程が記録 された文書 (二十六の 項イ)		・外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング			第6条の 基本計画 の立案の 検討、政 策評価法 第10条第 1項の評 価書の作 成その他 の政策評 価の実施 に関する 重要な経 緯	②基本計画又 は実施計画 の制定又は 変更に至る 過程が記録 された文書 (二十六の 項イ)		・外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング	
			③基本計画の 制定又は変 更のための 決裁文書及 び当該制定 又は変更の 通知に関す る文書(二十 六の項イ)		・基本計画案 ・通知				③基本計画の 制定又は変 更のための 決裁文書及 び当該制定 又は変更の 通知に関す る文書(二十 六の項イ)		・基本計画案 ・通知	
			④実施計画の 制定又は変 更のための 決裁文書及 び当該制定 又は変更の		・事後評価の実施計画 案 ・通知				④実施計画の 制定又は変 更のための 決裁文書及 び当該制定 又は変更の		・事後評価の実施計画 案 ・通知	

[illegible]

			書及び当該反映状況の通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書（二十六の項ハ）					書及び当該反映状況の通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書（二十六の項ハ）				
19	公共事業の実施に関する事項	直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な	①立案基礎文書（二十七の項イ）	事業終了の日に係る特定日以後5年又は事後評価終了の日に係る特定日以後10年のいずれか長い期間	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定		19	公共事業の実施に関する事項	直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な	①立案基礎文書（二十七の項イ）	事業終了の日に係る特定日以後5年又は事後評価終了の日に係る特定日以後10年のいずれか長い期間	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定
			②立案の検討に関する審議会等文書（二十七の項イ）		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言					②立案の検討に関する審議会等文書（二十七の項イ）		・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			③立案の検討		・外国・自治体・民間					③立案の検討		・外国・自治体・民間

		経緯	に関する調査研究文書 (二十七の項イ)		企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・環境影響評価準備書 ・環境影響評価書				経緯	に関する調査研究文書 (二十七の項イ)		企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・環境影響評価準備書 ・環境影響評価書	
			④政策評価法による事前評価に関する文書(二十七の項へ)		・事業評価書 ・評価書要旨					④政策評価法による事前評価に関する文書(二十七の項へ)		・事業評価書 ・評価書要旨	
			⑤公共事業の事業計画及び実施に関する事項についての関係行政機関、地方公共団体その他の関係者との協議又は調整に関する文書(二十七の項ロ)		・協議・調整経緯					⑤公共事業の事業計画及び実施に関する事項についての関係行政機関、地方公共団体その他の関係者との協議又は調整に関する文書(二十七の項ロ)		・協議・調整経緯	

			⑥事業を実施 するための 決裁文書（二 十七の項ハ）		・ 実施案				⑥事業を実施 するための 決裁文書（二 十七の項ハ）		・ 実施案	
			⑦事業の経費 積算が記録 された文書 その他の入 札及び契約 に関する文 書（二十七の 項二）		・ 経費積算 ・ 仕様書 ・ 業者選定基準 ・ 入札結果				⑦事業の経費 積算が記録 された文書 その他の入 札及び契約 に関する文 書（二十七の 項二）		・ 経費積算 ・ 仕様書 ・ 業者選定基準 ・ 入札結果	
			⑧工事誌、事業 完了報告書 その他の事 業の施工に 関する文書 （二十七の 項ホ）		・ 工事誌 ・ 事業完了報告書 ・ 工程表 ・ 工事成績評価書				⑧工事誌、事業 完了報告書 その他の事 業の施工に 関する文書 （二十七の 項ホ）		・ 工事誌 ・ 事業完了報告書 ・ 工程表 ・ 工事成績評価書	
			⑨政策評価法 による事後 評価に関す る文書（二十		・ 事業評価書 ・ 評価書要旨				⑨政策評価法 による事後 評価に関す る文書（二十		・ 事業評価書 ・ 評価書要旨	

			七の項へ)						七の項へ)				
20	栄典又は表彰に関する事項	栄典又は表彰の授与又ははく奪の重要な経緯（5の項(4)に掲げるものを除く。）	栄典又は表彰の授与又ははく奪のための決裁文書及び伝達の文書（二十八の項）	10 年	・ 選考基準 ・ 選考案 ・ 伝達 ・ 受章者名簿		20	栄典又は表彰に関する事項	栄典又は表彰の授与又ははく奪の重要な経緯（5の項(4)に掲げるものを除く。）	栄典又は表彰の授与又ははく奪のための決裁文書及び伝達の文書（二十八の項）	10 年	・ 選考基準 ・ 選考案 ・ 伝達 ・ 受章者名簿	
21	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1)国会審議（1の項から20の項までに掲げるものを除く。）	国会審議文書（二十九の項）	10 年	・ 議員への説明 ・ 趣旨説明 ・ 想定問答 ・ 答弁書 ・ 国会審議録		21	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1)国会審議（1の項から20の項までに掲げるものを除く。）	国会審議文書（二十九の項）	10 年	・ 議員への説明 ・ 趣旨説明 ・ 想定問答 ・ 答弁書 ・ 国会審議録	

		(2)審議会等（１の項から２０の項までに掲げるものを除く。）	審議会等文書（二十九の項）	１０年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言				(2)審議会等（１の項から２０の項までに掲げるものを除く。）	審議会等文書（二十九の項）	１０年	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	
22	文書の管理等に関する事項	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書（三十の項）	常用（無期限）	・行政文書ファイル管理簿		22	文書の管理等に関する事項	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書（三十の項）	常用（無期限）	・行政文書ファイル管理簿	
			②取得した文書の管理を行うための帳簿（三十一	５年	・受付簿					②取得した文書の管理を行うための帳簿（三十一	５年	・受付簿	

			の項)					の項)			
			③決裁文書の 管理を行う ための帳簿 (三十二の 項)	30 年	・ 決裁簿			③決裁文書の 管理を行う ための帳簿 (三十二の 項)	30 年	・ 決裁簿	
			④行政文書フ ァイル等の 移管又は廃 棄の状況が 記録された 帳簿(三十三 の項)	30 年	・ 移管・廃棄簿			④行政文書フ ァイル等の 移管又は廃 棄の状況が 記録された 帳簿(三十三 の項)	30 年	・ 移管・廃棄簿	
備考						備考					
一 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。						一 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。					
1 立案基礎文書 立案の基礎となった国政に関する基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定又は条約その他の国際約束が記録された文書						1 立案基礎文書 立案の基礎となった国政に関する基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定又は条約その他の国際約束が記録された文書					
2 審議会等文書 審議会その他の合議制の機関又は専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合（この表において「審議会等」という。）に検討のための資料として提出された文書及び審議会等の議事、答申、建議、報告若しくは意見が記録された文書その他審議会等における決定若しくは了解又はこれらに至る過程が記録された文書						2 審議会等文書 審議会その他の合議制の機関又は専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合（この表において「審議会等」という。）に検討のための資料として提出された文書及び審議会等の議事、答申、建議、報告若しくは意見が記録された文書その他審議会等における決定若しくは了解又はこれらに至る過程が記録された文書					
3 調査研究文書 調査又は研究の結果及び当該結果に至る過程が記録された文書						3 調査研究文書 調査又は研究の結果及び当該結果に至る過程が記録された文書					

4 決裁文書 行政機関の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を行政機関の意思として決定し、又は確認した行政文書 5 意見公募手続文書 意見公募手続の実施及び結果の公示に関する決裁文書 6 行政機関協議文書 他の行政機関への協議に係る案、当該協議に関する他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対する回答が記録された文書その他の当該協議に関する文書 7 国会審議文書 国会における議案の趣旨の説明又は審議の内容が記録された文書、国会において想定される質問に対する回答に関する文書その他の国会審議に関する文書 8 関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。） 閣僚委員会、副大臣会議その他の二以上の行政機関の大臣等（国務大臣、副大臣、大臣政務官その他これらに準ずる職員をいう。以下同じ。）で構成される会議 9 省議（これに準ずるものを含む。） 省議、政務三役会議その他の一の行政機関の大臣等で構成される会議 10 特定日 第４－３－(7)（施行令第８条第７項）の保存期間が確定することとなる日（19の項にあっては、事業終了の日又は事後評価終了の日）の属する年度の翌年度の４月１日（当該確定することとなる日から１年以内の日であって、４月１日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日） 二 職員の人事に関する事項について、内閣官房令、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ内閣官房令、人事院規則の規定による。 三 本表の第三欄は、法第４条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程並	4 決裁文書 行政機関の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を行政機関の意思として決定し、又は確認した行政文書 5 意見公募手続文書 意見公募手続の実施及び結果の公示に関する決裁文書 6 行政機関協議文書 他の行政機関への協議に係る案、当該協議に関する他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対する回答が記録された文書その他の当該協議に関する文書 7 国会審議文書 国会における議案の趣旨の説明又は審議の内容が記録された文書、国会において想定される質問に対する回答に関する文書その他の国会審議に関する文書 8 関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。） 閣僚委員会、副大臣会議その他の二以上の行政機関の大臣等（国務大臣、副大臣、大臣政務官その他これらに準ずる職員をいう。以下同じ。）で構成される会議 9 省議（これに準ずるものを含む。） 省議、政務三役会議その他の一の行政機関の大臣等で構成される会議 10 特定日 第４－３－(7)（施行令第８条第７項）の保存期間が確定することとなる日（19の項にあっては、事業終了の日又は事後評価終了の日）の属する年度の翌年度の４月１日（当該確定することとなる日から１年以内の日であって、４月１日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日） 二 職員の人事に関する事項について、内閣官房令、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ内閣官房令、人事院規則の規定による。 三 本表の第三欄は、法第４条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程並
--	--

びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から重要な行政文書を示しているものであることから、同欄における「過程が記録された文書」は、当該行政機関における重要な経緯が記録された文書である。 四 本表各項の第四欄に掲げる保存期間については、それぞれ当該各項の第二欄に掲げる業務を主管する行政機関に適用するものとする。 五 本表が適用されない行政文書については、文書管理者は、本表の規定を参酌し、当該文書管理者が所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間基準を定めるものとする。	びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から重要な行政文書を示しているものであることから、同欄における「過程が記録された文書」は、当該行政機関における重要な経緯が記録された文書である。 四 本表各項の第四欄に掲げる保存期間については、それぞれ当該各項の第二欄に掲げる業務を主管する行政機関に適用するものとする。 五 本表が適用されない行政文書については、文書管理者は、本表の規定を参酌し、当該文書管理者が所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間基準を定めるものとする。
--	--